

鳴沢村移住支援金 対象要件チェックリスト

移住支援金の交付対象となるか、こちらのチェックリストでご確認ください。

◇移住元に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること

①	転入の直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内(※1)に在住又は東京圏都市部(※2)に在住(※3)していた。	☐
②	転入の直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏都市部に在住していた。	☐
③	東京圏都市部に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。	☐

→移住元の市区町村が発行した「住民票の除票」及び「戸籍の附票の写し」が必要になります。

5年以上の在住が確認できるものが必要です。

→③の通学期間を含めて申請する場合は、卒業証明書等の在学期間や卒業校を確認することができる書類が必要になります。

※1 地方自治法第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。

※2 東京圏のうち、条件不利地域を除いた区域をいう。

詳細な地域は以下のQRコードからご確認ください。

※3 住民登録していることをいう。

内閣府 HP



◇移住先に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること

①	鳴沢村に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。	☐
---	--	--------------------------

◇その他の要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること

①	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	☐
②	以下の（１）（２）のいずれかを満たしていること。 （１）日本人である者 （２）外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者	☐
③	移住支援金の申請時において、４５歳未満の者であること。	☐
④	移住支援金の申請時において、転入後１年以内であること。	☐
⑤	納付すべき村税等を滞納していないこと。	☐

◇移住後の仕事の状況

次に掲げる仕事の状況を確認の上、要件を確認してください。

①	マッチングサイトで就業先を決定し、移住後に就職する場合	◆就業に関する要件 1) 一般の場合
②	「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を利用して就業する場合	◆就業に関する要件 2) 専門人材の場合
③	テレワークで移住元から集合を続ける場合	◆テレワークに関する要件
④	村内で企業する場合	◆企業に関する要件
⑤	本事業における関係人口に該当する場合	◆関係人口に関する要件

◆就業に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項のすべてに該当すること

①	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること。	☐
②	就業先が、山梨県が移住支援金の対象として「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」に掲載している企業であること。 「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」 はこちら 	☐
③	就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。	☐

④	週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。	☐
⑤	上記求人への応募日が、②のマッチングサイトへ掲載された日以降であること。	☐
⑥	当該法人に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。	☐
⑦	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。	☐

→申請時には、村が指定する就業証明書(様式第 2 号)の提出が必要になります。

2) 専門人材の場合

「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を利用して就業した者は、次に掲げる事項のすべてに該当すること

①	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること。	☐
②	週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。	☐
③	当該法人に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。	☐
④	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。	☐
⑤	目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。	☐

→申請時には、村が指定する就業証明書(様式第 2 号)の提出が必要になります。

◆テレワークに関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること

①	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。	☐
②	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。	☐

→申請時には、村が指定する就業証明書(様式第3号)の提出が必要になります。

◆起業に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること

①	申請時において、山梨県が県要綱の規定に基づき実施する起業支援の交付決定を1年以内に受けていること。	☐
---	---	--------------------------

◆関係人口に関する要件

次に掲げる各区分それぞれ1つ以上に該当すること

区分	要件
支給対象者	ア 鳴沢村が設置する移住相談ブースへの相談経験を有する者 イ 鳴沢村に居住経験がある者 ウ 鳴沢村へふるさと納税を実施した者 エ 鳴沢村が実施するイベントへの参加経験がある者

地域の担い手確保	ア 農林水産業に就業する者 イ 家業等へ就業する者 ウ 鳴沢村が認める企業に就業した者 エ 鳴沢村のプロモーションに関する事業を行う者 オ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者
----------	--

◇世帯に関する要件

世帯向けの金額を申請する場合、次に掲げる事項のすべてに該当すること

①	申請者を含む２人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。	☐
②	申請者を含む２人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。	☐
③	申請者を含む２人以上の世帯員が、いずれも転入後１年以内であること。	☐
④	申請者を含む２人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	☐

→移住元の市区町村が発行した「住民票の除票」及び「戸籍の附票の写し」が必要になります。

5年以上の在住が確認できるものがが必要です。

◇子育て世帯加算に関する要件

子育て世帯加算を申請する場合、次に掲げるすべての事項に該当すること

①	「◇世帯に関する要件」を満たしていること。	☐
②	申請日が属する年度の4月1日時点において、18歳未満かどうかで判断する。	

→申請時には、申請者世帯員の情報を確認します。

◇添付書類一覧

	必要書類		取得先	
①	申請書	必要事項を記入してください。	鳴沢村役場 企画課	☐
②	本人確認書類	1点のみでよいもの ①運転免許証 ②パスポート ③マイナンバーカード 2点必要なもの ①健康保険証 ②健康保険被保険者証 ③年金手帳、証書 ④学生証(写真つき) ⑤会社等の身分証明書(写真つき) ⑥公的な資格証明書	—	☐
③	戸籍 謄本	広域交付が可能になったため、鳴沢村で発行できます。	鳴沢村役場 住民課	☐
④	戸籍の 附票	移住元要件が ◇「23区内在住」の場合 過去10年間のうち5年間は23区内に在住していたことが分かるもの ◇「23区内に通勤」の場合 過去10年のうち5年間は23区内または東京圏のうちの条件不利地域外に在住していたことが分かるもの ※婚姻などにより、同一自治体で複数発行していただく場合や、複数の自治体で発行していただく必要がある場合があります。	本籍地	☐
⑤	住民票の写し	世帯として申請の場合は、申請者を含む世帯全員分	鳴沢村役場 住民課	☐

⑥	住民票 の除票	世帯として申請の場合は、申請者を含 む世帯全員分	転出元の 自治体	☐
東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区内に通勤していた方のみ				
⑦	東京 23 区内で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元で の在勤地、在籍期間及び雇用保険の被保険者であったことを 確認できる書類) 次の (1)・(2) の両方を証明するもの (1) 通勤場所が 23 区内であること (2) 23 区内への合算通勤期間が 5 年以上であること →通勤開始から終了年月日の記載が必要			☐
東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区内に通勤していた法人経営者ま たは個人事業主のみ				
⑧	開業届出済み証明書等 →移住元での在勤地、在籍期間を確認できる書類			☐
⑨	東京 23 区内で勤務していた企業等の就職等の証明書等 →移住元での在勤地、在籍期間及び雇用保険の被保険者で あったことを確認できる書類			☐
通学期間を対象期間に含める場合(東京圏から 23 区内の大学に通学し、 23 区内の企業等へ就職した方のみ)				
⑩	卒業証明書(在学期間や卒業校を確認できるもの)			☐
⑪	東京 23 区内で勤務していた企業等の就職等の証明書等 →移住元での在勤地、在籍期間及び雇用保険の被保険者で あったことを確認できる書類			☐
外国人の方の場合				
⑫	在留カード又は特別永住者証明書の写し			☐
◆就業に関する要件 1) 一般の場合 又は 2) 専門人材 の場合				
⑬	就業証明書(様式第 2 号): 企業印が押印された原本			☐

◆テレワークに関する要件の場合		
⑭	就業証明書(様式第3号): 企業印が押印された原本	☐
◆起業に関する要件の場合		
⑮	山梨県が発行する起業支援金の交付決定通知書の写し	☐

◇移住支援金の返還について

次に掲げるいずれかの事項に該当した場合、移住支援金を返還していただきます。

①	虚偽の申請等をした場合	全額
②	移住支援金の申請から3年未満で転出した場合	全額
③	移住支援金の申請から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合	全額
④	起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合	全額
⑤	移住支援金の申請から3年以上5年以内に転出した場合	半額